

あさぎり町深田農産物直売施設

現行	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、直売施設の使用料として、年額<u>102,860円</u>を納めなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、直売施設の使用料として、年額<u>104,760円</u>を納めなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>